

○手続き方法

▶提出する書類

- 1) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 2) 次のいずれかに該当する方は、それぞれに掲げる書類

①退職（失業等）により納付が困難な方

失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証の写しなど）

②新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

所得の申立書

※国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。また、以下の提出先の窓口にも設置しています。

▶提出先

美波町役場住民生活課、お近くの年金事務所

※郵送でも手続きできます。

▶提出期限

すみやかに提出してください。申請が遅れても最大2年1か月前までさかのぼって申請できますが、遅れると障害年金などを受け取れない場合があります。

❓ 免除された保険料を後から納められる!?

免除された保険料は、10年以内であれば、後から納めること（追納）ができます。免除された期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納すると、保険料を全額納付したときと同じになります。

※老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。

※追納を行う場合は、お申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。



❗ 産前産後期間の保険料免除制度がある!!

国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方は、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。産前産後免除期間として認められた期間は保険料を全額納付した期間としてみなされて、将来の年金受給額に反映されます。届出しないと免除にならないため、早めの手続きをお勧めします。



【国民年金のご相談・お手続きについて】

徳島南年金事務所 ☎ 088 - 652 - 3114 または役場住民生活課 ☎ 77 - 3613